

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則	ページ
○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	(建築宅地課) 一
○建築士法施行細則の一部を改正する規則	(同) 一
○特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則	(同) 二
○特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則	(同) 二
○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同) 三
○建築士法施行細則の一部を改正する規則	(同) 三
○建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(同) 三
○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同) 四
○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同) 五
○都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(同) 七
○優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則	(同) 八
○宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則	(同) 八
○優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則	(同) 八
○都市計画法施行細則の一部を改正する規則	(同) 八

規 則

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十五号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(平成十二年宮城県規則第四百十号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「㊸」及び「備考 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。」を削る。

様式第六号中「㊸」及び「備考 代表者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。」を削る。

様式第七号から様式第十号までの規定中「㊸」及び「3 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宅地建物取引業法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宅地建物取引業法施行細則の規定によるものとみなす。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十六号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中

「1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 □のある欄は該当する□の中にし印をつけてください。

3 数字は算用数字を用いてください。

4 ※欄は記入しないでください。

5 外国の建築士免許を受けた方は「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日

を記入してください。

6 登録要件の欄は、登録申請区分に記載する項目に応じた欄のみ記載してください。」

「1 □のある欄は該当する□の中にし印をつけてください。

2 数字は算用数字を用いてください。

3 ※欄は記入しないでください。

に

4 外国の建築士免許を受けた方は「試験」の欄にその免許の名称、免許者名及び免許の年月日を記入してください。

5 登録要件の欄は、登録申請区分に記載する項目に応じた欄のみ記載してください。

「申請者氏名 印」や「申請者氏名 印」

「責任者(職氏名) 印」や「責任者(職氏名) 印」

「印」

様式第一号の二中「(署名)」を削る。

様式第一号の三中「印」を削る。

様式第二号及び様式第三号中「印」を削る。

様式第四号中「氏名」

「印」

「1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

2 本籍の記載のある住民票の写しを添付してください。

「本籍の記載のある住民票の写しを添付してください。」に改める。

様式第五号中「氏名」

「印」

「(注) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

2 書換え・汚損の場合は免許証又は免許証明書を、亡失の場合は本籍地の市町村長発行の身分証明書等を添付してください。

を削る。

様式第六号中「氏名」

「印」

「(注) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第七号の三中「印」を削る。

様式第九号中「印」を削る。

「1 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」

2 登録申請の際の添付書類のうち、その変更となったものを添付してください。

「登録申請の際の添付書類のうち、その変更となったものを添付してください。」に改める。

様式第十号中「印」及び「(注) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第十二号中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の建築士法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の建築士法施行細則の規定によるものとみなす。

特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十七号

特定民間再開発事業等認定事務施行細則の一部を改正する規則

特定民間再開発事業等認定事務施行細則(昭和五十九年宮城県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第六号までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の特定民間再開発事業等認定事務施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定民間再開発事業等認定事務施行細則の規定によるものとみなす。

特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十八号

特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則

特定の民間再開発事業認定事務施行細則(平成二年宮城県規則第四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の特定の民間再開発事業認定事務施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の特定の民間再開発事業認定事務施行細則の規定によるものとみなす。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十九号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成八年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㉔」を削る。

様式第二号中「申請者の氏名又は名称

又は名称

様式第三号中「氏名又は名称

」に改め、「採買印」を「確認者」に改める。

様式第四号から様式第七号までの規定中「㉔」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

建築士法施行細則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則（平成二十一年宮城県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

附則様式中「氏 名 印」を「氏 名 印」に改め、「(注) 氏名の記載を白署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の附則様式については、当分の間、改正後の附則様式とみなす。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百一号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年宮城県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
第二十六条の四を削る。

第四十二条第一項中「第十一条の四第一項第四号」を「第十一条の三第一項第四号」に改める。

様式第六号中「㉔」及び「㉕」を削る。

様式第九号中「㉔」を削る、

〔(注意) 1 建築（設置・築造）主の名義を変更する場合の届出者は、旧建築（設置・築造）主の名義とすること。〕

2 氏名の記載を白署で行う場合においては、押印を省略することができます。〕

〔(注意) 建築（設置・築造）主の名義を変更する場合の届出者は、旧建築（設置・築造）主の名義とすること。〕

改める。

様式第十号及び様式第十一号中「㉔」及び「(注意) 氏名の記載を白署で行う場合においては、押印を省略することができます。」を削る。

様式第十二号中「㉔」を削る、

〔(注意) 1 許可申請に係る工事取りやめの場合には宮城県知事あてに、確認申請に係る工事取りやめの場合には建築主事あてに提出してください。〕

2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

「(注意) 許可申請に係る工事取りやめの場合は宮城県知事宛てに、確認申請に係る工事取りやめの場合は建築主事宛てに提出してください。」

様式第十三号中「㊟」や「㊿」

「(注意) 1 許可申請に係る申請の取下げの場合は宮城県知事宛てに、確認申請に係る申請の取下げの場合は建築主事宛てに提出してください。

2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」

「(注意) 許可申請に係る申請の取下げの場合は宮城県知事宛てに、確認申請に係る申請の取下げの場合は建築主事宛てに提出してください。」

改める。

様式第十四号中「㊟」や「㊿」

「(注意) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 ※欄は記入しないでください。」

様式第十五号 (表画) 中「氏名 印」や「氏名」

「(注意) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 1から3までの欄について記入欄が不足する場合には、裏面に記入してください。」

「(注意) 1から3までの欄について記入欄が不足する場合には、裏面に記入してください。」

改める。

様式第十八号 (表画) 中「氏名 印」や「氏名」

「(注意) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 1、5及び6の欄について記入欄が不足する場合には、裏面に記入してください。」

「(注意) 1、5及び6の欄について記入欄が不足する場合には、裏面に記入してください。」

改める。

様式第十九号 (表画) 中「㊟」や「㊿」

「(注意) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 1、4及び5の欄について記入欄が不足する場合には、裏面に記入してください。」

「(注意) 1、4及び5の欄について記入欄が不足する場合には、裏面に記入してください。」

改める。

様式第二十号中「㊟」や「㊿」

「(注意) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 ※欄は記入しないでください。」

「(注意) ※欄は記入しないでください。」

様式第二十一号及様式第二十二号中「㊟」及び「(注意) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」や「㊿」

様式第二十三号中「氏名 _____ 印」や「氏名 _____」

「(注意) 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

2 「2(1)建築主に係る事項」は、1(1)の種別が建築物である場合に証明されます。や

3 ※印欄は記入しないでください。」

「(注意) 1 「2(1)建築主に係る事項」は、1(1)の種別が建築物である場合に証明されます。」

2 ※印欄は記入しないでください。」

改める。

様式第二十九号中「㊟」や「㊿」 「(注意) 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。」や「㊿」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の建築基準法施行細則の規定による諸様式で取扱が上著しく支障のないものは、当分の間、改正後の建築基準法施行細則の規定によるものとみなす。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を(ウ)に公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四二四号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成二十八年宮城県規則第八十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「申請者氏名 _____ 印」や「申請者氏名 _____」

「担当者印」や「確認者 _____」

様式第二号中「提出者の氏名又は名称 _____ 印」や「提出者の氏名又は名称 _____」

「設計者氏名 _____ 印」や「設計者氏名 _____」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 改正前の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 稔 浩

○宮城県規則第百四号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十五年宮城県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

様式第三十号中「氏名又は名称

」並びに「班 員 印」や「確認者

」並びに「氏名又は名称

」並びに「班 員 印」や「確認者

」並びに「氏名又は名称

」並びに「班 員 印」や「確認者

」並びに「氏名又は名称

」並びに「班 員 印」や「確認者

」並びに「氏名又は名称

」並びに「班 員 印」や「確認者

」並びに「氏名又は名称

」並びに「班 員 印」や「確認者

」並びに「氏名又は名称

」並びに「班 員 印」や「確認者

」並びに「氏名又は名称

様式第三十号中「氏名又は名称

」並びに「班 員 印」や「確認者

」並びに「氏名又は名称

- 1 氏名の記載を自署で行う場合（法人にあつては、代表者の氏名を自署で行う場合）においては、押印を省略することができます。
- 2 ※欄は記入しないでください。

や

「 ※欄は記入しないでください。

」

様式第三十号中「氏名又は名称

」並びに「班 員 印」や「確認者

」並びに「氏名又は名称

- 1 氏名の記載を自署で行う場合（法人にあつては、代表者の氏名を自署で行う場合）においては、押印を省略することができます。
- 2 低炭素建築物の新築等が行われたことについて、建築士等が確認した内容の書類を添付して
- 3 ※欄は記入しないでください。

や

「 ※欄は記入しないでください。

」

1 低炭素建築物の新築等が行われたことについて、建築士等が確認した内容の書類を添付して

ください。

2 ※欄は記入しないでください。

3 ※欄は記入しないでください。

や

「 ※欄は記入しないでください。

」

1 氏名の記載を自署で行う場合（法人にあつては、代表者の氏名を自署で行う場合）においては、押印を省略することができます。

2 ※欄は記入しないでください。

や

「 ※欄は記入しないでください。

」

様式第三十号中「氏名又は名称

」並びに「班 員 印」や「確認者

」並びに「氏名又は名称

- 1 氏名の記載を自署で行う場合（法人にあつては、代表者の氏名を自署で行う場合）においては、押印を省略することができます。
- 2 低炭素建築物新築等計画認定通知書を添付して
- 3 ※欄は記入しないでください。

や

「 ※欄は記入しないでください。

」

を

「1 低炭素建築物新築等計画認定通知書を添付してください。

2 ※欄は記入しないでください。」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百五号

優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則

優良住宅認定事務施行細則（昭和四十九年宮城県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中「㉞」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の様式第一号及び様式第二号については、当分の間、改正後の様式第一号及び様式第二号とみなす。

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百六号

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行細則（昭和四十年宮城県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第七号、様式第十一号から様式第十四号まで、様式第十六号及び様式第二十号中

「㉞」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宅地造成等規制法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宅地造成等規制法施行細則の規定によるものとみなす。

優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百七号

優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

優良宅地認定事務施行細則（昭和四十九年宮城県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「㉞」を「㉝」に改める。

様式第四号、様式第六号及び様式第七号中「㉞」を削る。

様式第八号中「㉞」を「㉝」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の優良宅地認定事務施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の優良宅地認定事務施行細則の規定によるものとみなす。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百八号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（平成十二年宮城県規則第四百十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項の表省令第十七条第一項第三号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類の項中「印鑑登録証明書」を「本人確認資料（印鑑登録証明書等）」に改める。

様式第一号、様式第二号、様式第三号別紙及び様式第四号別紙中「㊦」を削る。

様式第六号中「㊦」を「㊧」に改める。

様式第七号から様式第十一号まで、様式第十三号から様式第十八号まで、様式第二十号、様式第二十一号、様式第二十四号、様式第二十五号及び様式第二十七号中「㊦」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の都市計画法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の都市計画法施行細則の規定によるものとみなす。